

風に立つライオン基金 2023 年度 公募助成金 募集要項

1. はじめに

風に立つライオン基金の設立者・理事であるさだまさしは、1972年、長崎で巡り会った柴田紘一郎医師のアフリカでの医療活動体験に感動し、15年後に「風に立つライオン」という楽曲を作りました。

やがて、この曲は、医療関係者はもちろん、海外で活躍する多くの日本人に勇気を与える曲として支持されるようになりました。

柴田医師のような「風に立つライオン」は世界中に存在しています。いつからか、さだは、この歌を「神様からいただいた」と感じ、責任を自覚して「自分に何が出来るのか」と自問するようになりました。

この法人の設立と助成制度の実施は、さだの自問に対する「答え」のひとつです。

この法人は、日本中、世界中で困難に立ち向かいながら、“生命”や“平和”を守る為に懸命に闘っている“人財”を助成し、支援して参ります。

2. 助成の対象

国内、国外において「生命」や「平和」を守る為に個人、団体が行っている下記の事業を助成対象とします。生命に直結する医療活動や被災地支援活動だけでなく、奉仕活動や慈善活動を通じて各国・各地域との相互理解・交流を促進し、活性させようとする内容の事業を行っている個人、団体も助成対象になります。

(1) 事業助成

- ① 公共の利益に資する奉仕活動及び平和や自然環境等を守る活動等を実施している個人及び団体
- ② 国内外で発生した大規模災害の復旧活動及び被災者の避難所等を運営又は支援している団体
- ③ 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動を実施している個人及び団体
- ④ 国際医療従事経験者及び救急救命医療を実施している個人及び団体

※事業は単年度で終息する事業ではなく、継続性・発展性があることが原則です。新規事業の場合でも、数年継続する計画となっているほか、事業の意義を確り検討していることが条件です。

(2) 研究助成

- ① 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする研究を実施している個人及び団体
- ② 救急救命医療に係る機器及び運用システムの開発等の研究を実施している個人及び団体

※事業助成のほか生命や平和を守る為の研究も、助成対象とします。助成対象の要件は、対象となる研究が前項の助成事業に活用され、寄与貢献するものであることです。

3. 助成の対象とならない事業

内容上は助成対象事業に該当する場合でも、以下に掲げる分野の事業や株式会社など営利目的事業を営む企業・団体による社会奉仕活動は助成対象となりません。

- ① 助成金を単に寄付として利用すること
- ② 芸術・芸能の上演・演奏やスポーツ交流のうち、興行に資する事業
- ③ 建物や記念碑などの建設・維持費用
- ④ 設備の購入・設置費用
- ⑤ 地方自治体等が直接実施する事業
- ⑥ その他当財団が不相当と認めた事業

4. 事業助成の選考基準

選考される事業助成対象者は、次の条件を満たすものとします。

(1) 団体

- ① 不特定且つ多数の為の社会福祉の向上に寄与する非営利活動団体であること
- ② 執行組織や会計組織が確立され、又活動拠点や事務所を有するなど、継続的な活動が期待できる団体であること
- ③ 地域に根ざした地道な活動を行っている団体であること
- ④ 福祉活動を行う為に必要で、且つ緊急性が高いと判断されるものであること

(2) 個人

- ① 不特定且つ多数の為の社会福祉の向上に寄与する活動を継続的に実施していること
- ② 地域に根ざした地道な活動であること
- ③ 福祉活動を行う為に必要で、且つ緊急性が高いと判断されるものであること
- ④ この法人の役員等又は会員からの推薦、乃至、新聞・TV等で活動が紹介されたものであること

5. 助成申請金額・対象費目について

(1) 助成申請金額

申請団体が自助努力をした上で不足分を申請するようにお願いします。助成金のみで事業費用全体を賄うことは不可とし、申請受付を行いません。

(2) 助成対象費目

- ① 旅 費 : 国外・国内旅費、滞在費等
- ② 人件費 : 事業の協力者・補助者など外部の人々に対する謝金等
※助成者本人及び助成団体内部の方の人件費は対象外です。
- ③ 器具・備品費 : 設備的ではなく、当該事業に付随する少額の器具・備品費用
- ④ 借用費 : 会場借上費等
- ⑤ 会議費 : 上記借用費以外の会議に必要な費用
- ⑥ 資料費 : 図書・その他の当該事業に必要な資料費
- ⑦ 印刷費 : 当該事業に必要な資料の作成等に利用するもの
- ⑧ 通信・運搬費 : 通話料、荷造り発送費
- ⑨ 消耗品費 : 文房具等
- ⑩ 雑 費 : 上記に充当しない費用

※対象となるか否かは事前に事務局までご相談ください。

6. 助成の対象となる事業の実施期間・実施時期

(1) 実施期間

事業の実施期間については特に定めませんが、短期間の事業よりは、通年事業を優先します。

(2) 実施時期

2023年4月1日以降 2024年3月31日までに実施される事業であること

※申請事業の開始／終息時期が上記の時期を跨ぐ場合など、不明な場合は事前に事務局までご相談ください。

7. 助成申請書について

助成申請にはフォーマットがあり、専用の申請書が必要になります。以下の手順に沿って申請してください。

(1)申請フォームへのご記入

①申請フォーム <https://forms.gle/UJ1PxcT9yksVsw8aA> に必要事項をご記入の上、送信してください。フォーム送信後に自動応答メールが届きます。万が一届かない場合には、助成事務局宛に電子メール (support@lion.or.jp) でご連絡をお願いします。

②助成事務局より電子メールにて公募助成申請書 (Excel) を送付いたします。

(2) 申請書類一覧

下記書類をご用意ください

①2023 年度助成申請書

※Excel ファイルに記載事項入力後印刷したもの、手書き、何れでも構いません。但し、前年度以前の申請書に記入した文面を単にコピーした書類については再作成をお願いすることがありますのでご注意ください。

②会則・定款等

③前年度の事業報告書・同収支報告書

※所管庁がある場合は、所管庁に提出しているものと同様のもの。

(3) 申請書提出方法

助成申請書の提出は郵送の場合、レターパック (日本郵便)、宅配便など配達記録の残る手段でお送りください。電子メールでの提出も可能です。

持参、FAX での受付はできませんのでご了解ください。

< 郵送先 >

〒107-0052 東京都港区赤坂 6-12-11

公益財団法人 風に立つライオン基金 助成事務局 宛

※送り状の「品名」欄には「助成申請書在中」と朱記してください。

(4) 申請書記載内容の照会に関する注意事項

助成申請書の記載内容について照会や確認を行う場合がありますので、申請書書類は複写して保管しておいてください。

(5) 申請書の交付及び受付期間

①申請書の交付期間 : 2022 年 11 月 1 日 (火) ~2022 年 11 月 25 日 (金)

②申請書の受付期間 : 2022 年 11 月 1 日 (火) ~2022 年 11 月 30 日 (水)

※消印・送付依頼票等により締切日に発送したことが確認できれば、同日以降に到着した場合でも受付させていただきます。

8. 選考方法

応募資料に基づき 2022 年 12 月~2023 年 1 月に助成事務局で被助成者候補を選定し、2 月の臨時理事会において被助成者及び助成額を決定します。

※緊急を要すると判断された応募案件に対しては、理事長が臨時理事会を招集して対応するものとします。

9. 結果通知

助成申請の結果は、決定次第、申請団体の代表者宛てにお知らせいたします。

採用となった事業については当財団 HP 上で公表しますが、不採用となった個々の申請に関しては公表いたしません。また、不採用とした理由等、個々の審査内容についてはお答えできませんので、予め悪しからずご了解ください。

10. 助成時期

2023年3月1日(火) ～ 2023年3月31日(木)

※臨時理事会において助成が決定した案件に対しては、準備が整い次第助成するものとします。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 助成申請書に記載された個人情報に関しましては、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき厳正に取り扱わせていただきます。
- (2) 助成が決定した場合、助成対象団体名 (URL)、助成対象事業を当財団の HP 上で公表します。

10. その他の注意事項

- (1) 助成が決定した場合、当財団の専用フォーマットを使用した事業報告書と収支報告書を事業終了後2ヶ月以内に提出していただきます。
※収支報告書に添付する証憑類は原本を添付してください。
※事前相談と特段の事由なく報告書の提出が遅延した場合、翌年度の助成が決定していた場合でも、取り消しにすることがありますのでご注意ください。
- (2) 採用となった事業については、その事業の現場や事業報告会等を事務局が見学させていただく場合があります。
- (3) 申請書提出後の事業内容・予算計画(含、資金の用途)等の変更は、妥当な変更理由がある場合を除いて認められません。
※事業内容・予算計画等を変更する場合は、軽微な変更や納得性のある変更であっても、事業実施前に助成事務局まで必ずご連絡ください。ご連絡がなく事業内容を変更したことが判明した場合、助成を取り消し、既に支払った助成金の一部または全部の返金を求める場合があります。
- (4) 助成金を使用しなかった場合や計画していた事業の実施が不可能になった場合は、助成金の一部または全部を返還していただくことになります。
- (5) その他当財団が助成金の支給を不適当と判断した場合は、助成金の支給を取り止め、または事後であっても、既に支給した助成金を返還していただくことがあります。

以上

ご不明の点、詳細についてお知りになりたい点などについては、下記までご遠慮なくご連絡ください。

公益財団法人 風に立つライオン基金 助成事務局

電子メール：support@lion.or.jp